

高浜原発

3、4号機20年延長申請

関電 全基40年超運転目指す

関西電力は二十五日、二〇二五年に運転開始から四十年を迎える高浜原発3、4号機（高浜町）について、原則四十年とされる運転期間の二十年延長を原子力規制委員会に申請すると決定した。九月から実施していた原子炉容器などの「特別点検」で異常がないことを確認し、六十年の稼働でも問題ないと判断した。関電は高浜原発全基で四十年超の運転を目指すこととなる。

高浜3号機は一九八五年一月、4号機は同六月に運転開始。二〇一六年に新規制基準下で再稼働し、九月二十二日―十一月十七日には、運転期間の延長認可申請に必要な特別点検を行った。運転期間の延長は、運転開始から四十年の一年前までに規制委に認可申請する必要がある。

関電によると、特別点検の結果、原子炉容器と原子炉格納容器、コンクリート構造物に「異常は認められない」と判断。設備の劣化状況についても、六十年間稼働しても問題ないと評価した。

関電原子力事業本部の水田仁本部長代理が県庁を訪れ、野路博之県安全環境部長に運転期間の延長認可申請を行う方針を説明。「何よりも安全を最優先に、地元で軸足を置いた原子力運営に取り組み」と述べた。より安全性を高めて運用するため、伝熱管の腐食割れや減肉が発生している蒸気発生器（SG）六基を交換し、伝熱管を耐食性に優れた材質に変更する計画も示した。

関電の計画では、運転期間から四十年を超えた二六

年にSGの取り換え工事を開始。取り換え工事に着手する前に、現在使用しているSGや工事の廃材の保管庫を高浜原発敷地内に新設する。

関電の原発では高浜1、2号機と美浜3号機（美浜町）が運転延長の認可を受け、美浜3号機は二一年六月に再稼働した。高浜1、2号機は、テロ対策の特定重大事故等対処施設（特重施設）を完成させた上で、1号機は二三年六月、2号機は同七月に再稼働する予定。

一方、政府は原発を最大限活用するため、「原則四十年、最長六十年」とされる現行ルールを見直し、六十年超の運転を可能にする法改正を検討している。（水野志保）